

「山梨県食の安全・安心推進条例」の概要

県では、安全に安心して消費できる食品等の生産・供給の拡大を通じ、健康で安心できる真に豊かな県民生活の実現に寄与するため、「山梨県食の安全・安心推進条例」を制定し、平成24年4月1日から施行しました。

平成25年4月1日からは、「原産地に関する情報の提供の充実」(第21条)、「出荷の制限」(第26条)、「自主回収の報告」(第27条)など、1年の周知期間を確保するため未施行となっていた規定が施行され、条例が全面施行されます。

目 的 (第1条)

第1章

基本理念を定める

県、農林漁業者、食品事業者の責務、
県民の役割を明らかにする

施策の基本となる
事項を定める

食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、
安全に安心して消費することができる食品等の生産・供給の確保に資する

定 義 (第2条)

第1章

基本理念 (第3条)

第1章

○食の安全・安心の確保に関し、5つの基本理念を定めています。

- 1 県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に必要な措置が行われること
- 2 食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において必要な措置が適切に行われること
- 3 科学的知見に基づいて必要な措置が行われることによって、県民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすること
- 4 食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階における行為が環境に及ぼす影響に配慮すること
- 5 県、農林漁業者、食品事業者、県民が、それぞれの責務・役割を認識し、相互理解を深め、連携協力を図ること

関係者の責務・役割 (第4条～第6条)

第1章

○食の安全・安心の確保に関し、県、農林漁業者、食品事業者の責務、県民の役割を明らかにしています。

県の責務	● 県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に必要な措置が行われること
農林漁業者・ 食品事業者の 責務	● 食品等の安全性の確保に関する第一義的責任を認識し、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、必要な措置を適切に行う ● 使用者・従業者が食の安全・安心の確保に関する知識・理解を深めることができるよう特に配慮する ● 県民の健康に悪影響が生じたり、生じるおそれがある場合、速やかにその原因を究明し、その拡大・発生の防止のために必要な措置を迅速かつ確実に行う ● 事業活動に係る食品等・生産資材に関する正確かつ適切な情報の提供に努める ● 県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に協力する
県民の役割	● 食の安全・安心の確保に関する知識・理解を深め、必要な情報の収集に努める ● 食品等の取扱いに起因して健康に影響を及ぼすことのないよう努める ● 県の施策について意見を表明するように努める等、積極的な役割を果たす

推 進 計 画 (第7条・第8条)

第2章

- 「山梨県食の安全・安心推進計画」を策定し、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。
- 毎年度、推進計画の実施状況を山梨県食の安全・安心審議会に報告し、これを公表します。

施策の提案 (第9条)

第2章

- 県民から食の安全・安心の確保に関する施策の策定・改廃についての提案があったときは、提案内容について検討し、提案いただいた方に検討結果をお知らせするとともに、その内容を公表します。

食の安全・安心の確保に関する基本的施策 (第10条～第25条)

第3章

◎次の4つの項目を柱として食の安全・安心の確保に関する施策の基本となる事項を定めています。

食の安全・安心を推進するための体制整備	●危機管理体制の整備等(第10条) ●実践的・専門的な知識を有する人材の育成(第11条) ●国や他の地方公共団体との連携等(第12条) ●関係者との連携・協働(第13条)
生産から販売に至る食品の安全性の確保	●監視的・確実な実施や指導・検査の充実(第14条) ●調査研究の推進(第15条) ●生産者の自主的な取組の促進(第16条) 生産工程管理(GAP)の手法の普及 ⇒GAP(Good Agricultural Practice)とは、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検、評価を行うことによる持続的な改善活動をいいます。 ◆環境への負荷の低減に配慮した農業生産方式の研究開発 等 ●事業者の自主的な取組の促進(第17条) ◆食品衛生に関する最新の知識の普及 ◆高度な衛生管理の方法(HACCP)の導入に対する支援 等 ⇒HACCPとは、食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生する恐れのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析(Hazard Analysis)し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点(Critical Control Point)を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理手法をいいます。
食品に関する正確な情報の提供	●情報の記録・保存(第18条) ●情報の収集・提供(第19条) ●適正な食品表示の確保(第20条) ●原産地に関する情報の提供の充実(第21条)★
関係者間の相互理解の増進・信頼関係の構築	●相互理解の増進・信頼関係の構築(第22条) ●食の安全・安心推進月間(第23条) ●県産食品の認証制度の普及(第24条) ●食育・地産地消の推進(第25条)

健康への悪影響の未然防止 (第26条～第30条)

第4章

◎食の安全・安心の確保に関する実効規定を定めています。

出荷の制限(第26条)★	食品衛生法第11条第2項・第3項の規定により販売が禁止された食品に該当する農林水産物の出荷が制限されます。
自主回収の報告(第27条)★	食品事業者が食品等(原材料としての農林水産物を除く)の自主的な回収を行った場合、県に報告することを義務づけ、その内容を県ホームページで公表します。
危害情報の申出(第28条)	食品等による危害情報が県に寄せられた場合、必要な調査を行い、その結果必要があると認めるときは、必要な措置を行います。
立入検査等(第29条)★	県民の健康への悪影響を未然に防止するため必要がある場合、県は、農林漁業者、食品事業者、その他の関係者に報告を求めたり、立入検査を行うことができます。
措置勧告(第30条)★	下記に該当する場合、県は、必要な措置を行うよう勧告することができます。また、正当な理由なく勧告に従わない場合、その旨や勧告の内容を公表することができます。 ◆「出荷の制限」の規定に違反して農林水産物を出荷したとき ◆「自主回収の報告」をしなかったり、虚偽の報告をしたとき ◆「立入検査等」の規定による報告をしなかったり、虚偽の報告をしたとき ◆立入検査や物件の提出を拒み、妨げ、忌避したとき ◆県民の健康への悪影響を未然に防止するため必要があると認めるとき(法令に規定する措置を行う場合を除く)

山梨県食の安全・安心審議会 (第31条～第33条)

第5章

◎消費者、農林漁業者、食品事業者、学識経験者15名以内の委員からなる「山梨県食の安全・安心審議会」を設置し、推進計画の策定・変更その他食の安全・安心の確保に関する重要事項について調査審議します。

雑 則 (第34条)

第6章

★第21条、第26条、第27条、第29条、第30条は、平成25年4月1日から施行